

○宇都宮市市営住宅条例

平成9年6月23日

条例第28号

宇都宮市市営住宅条例（昭和34年条例第29号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）に基づく公営住宅及び共同施設並びに住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）に基づく改良住宅及び地区施設の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 住宅に困窮する市民に良質な住宅を提供することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、市営住宅を設置する。

2 市営住宅の名称及び位置は、別表のとおりとする。

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が設置する公営住宅及び改良住宅をいう。
- (2) 共同施設等 市が設置する共同施設及び地区施設をいう。
- (3) 高齢者用住宅 市営住宅のうち、高齢者に賃貸するためのものをいう。
- (4) 身体障害者用住宅 市営住宅のうち、身体障害者に賃貸するためのものをいう。
- (5) 高齢者世帯 60歳以上の者及び次のいずれかに該当する親族からなる世帯をいう。

ア 配偶者

イ 18歳未満の者

ウ 59歳以上の者

- (6) 心身障害者世帯 次のいずれかに該当する親族が同居している世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのもの

イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において、重度又は中度の知的障害者と判定された者

- (7) 配偶者等からの暴力の被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- (8) 高齢者等 高齢者，身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 60歳以上の者
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律
第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

(9) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業その
他市が施行する市営住宅の建替えに係る事業をいう。

(10) 専用駐車場 市営住宅の入居者又は同居者が自ら使用する自動車を駐車するた
めの駐車場で、その使用料を徴収するものをいう。

（平10条例45・平19条例61・平24条例12・平24条例14・平25条例61・平26条例
37・令6条例13・一部改正）

（入居者の資格）

第4条 市営住宅の入居者は、法第23条第2号に掲げる条件のほか、次に掲げる条件を具
備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と
同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。

(2) 市内に住所を有し、又は勤務していること。

(3) 入居の申込みをした日における収入の額が、ア又はイに掲げる場合に依り、それぞ
れア又はイに定める金額を超えない額であること。

ア 入居者が次項各号いずれかに該当する場合 214,000円（改良住宅にあつては、
139,000円）

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円（改良住宅にあつては、114,000円）

(4) 市営住宅の入居について連帯保証人がいること。ただし、債務の保証について、こ
れに相当する状態にあると認められる場合は、この限りでない。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行
為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以
下「暴力団員」という。）でないこと。

2 法第23条第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場
合とする。

(1) 入居者又は同居者にアからウまでのいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程
度であるもの

イ 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で

定める程度であるもの

ウ 第3条第8号エ、カ又はキに該当する者

- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

3 高齢者用住宅の入居者は、第1項に規定する条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 世帯の構成員が2人以下で、その年齢及び世帯の構成が次のいずれかに該当するものであること。

ア 同居者がいないときは、入居者が60歳以上であること。

イ 同居者が配偶者であるときは、入居者又はその配偶者が60歳以上であること。

ウ 同居者が親族であるときは、入居者及びその親族が60歳以上であること。

(2) 老齢に伴う身体上の機能の低下が認められる者のうち、独立して生活が営める程度の健康状態にあるものであること。

(3) 親族による援助が困難な者であること。

4 身体障害者用住宅の入居者は、法第23条第2号及び第1項各号に規定する条件を具備するほか、入居者又は同居者のうち1人以上が身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる下肢又は体幹の部位に同表に定める1級又は2級の障害があるものでなければならない。

(平12条例52・平19条例94・平21条例13・平24条例14・一部改正)

(入居者資格の特例)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める条件を具備することを要しない。

- (1) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第28条若しくは第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するものとみなされる者 前条第1項第1号から第4号まで
- (2) 市営住宅の空き戸数及び入居の申込みの状況を勘案して、市長が指定する市営住宅に入居の申込みをする者 前条第1項第2号
- (3) 配偶者等からの暴力の被害者 前条第1項第1号及び第4号
- (4) 高齢者等 前条第1項第1号

2 前項（第3号及び第4号の規定に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、その者が身

体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められるときは、前条第1項第1号の条件を具備することを要する。

- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項の規定に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、その職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(平19条例94・平21条例13・平24条例14・平24条例41・平25条例61・平29条例27・一部改正)

(入居する住宅の特例)

第6条 配偶者等からの暴力の被害者及び高齢者等のうち単身者(高齢者用住宅の入居者を除く。)が入居できる市営住宅は、床面積、部屋数及び入居の申込みの状況を勘案して、規則で定めるものに限るものとする。

(平24条例14・平25条例61・一部改正)

(入居者の選考等)

第7条 市営住宅への入居を希望する者は、規則で定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第7条各号のいずれかに該当する者のうちから、公開抽選により入居者を決定するものとする。

- 3 前項の場合において、市長は、次に掲げるものについては、あらかじめ割り当てた市営住宅に優先的に抽選して入居させることができる。

- (1) 20歳未満の子を扶養している配偶者のいない者
- (2) 高齢者世帯に属する者
- (3) 心身障害者世帯に属する者
- (4) 宇都宮市難病患者福祉手当支給条例(平成28年条例第17号)第4条第1項の規定により市長の認定を受けた難病患者が同居している世帯に属する者
- (5) 配偶者等からの暴力の被害者

- 4 市長は、前2項の規定により入居者を選考する場合においては、市営住宅の入居の決定を受けた者(以下「入居決定者」という。)のほかに、補欠として入居の順位を定めて必

要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

- 5 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居の順位に従い、入居決定者を決定するものとする。

(平13条例26・平19条例61・平24条例14・平25条例61・平30条例16・一部改正)

(入居の許可)

- 第8条 入居決定者は、市営住宅に入居しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(迷惑行為等の禁止)

- 第8条の2 入居者は、周辺の環境を害し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(平19条例94・追加)

(収入の申告等)

- 第9条 入居者は、毎年度、その収入を市長に申告しなければならない。

- 2 市長は、前項の申告に基づいて入居者の収入を認定するものとする。この場合において、市長は、当該認定した収入の額を当該入居者に通知するものとする。

- 3 入居者は、前項の規定により認定された収入の額について、市長が別に定めるところにより意見を述べることができる。

- 4 市長は、前項の意見に理由があると認めるときは、認定した収入を更正するものとする。この場合において、市長は、当該更正した収入の額を当該入居者に通知するものとする。

(家賃の決定)

- 第10条 市営住宅の毎月の家賃の額は、毎年度、入居者の収入（前条の規定により、認定又は更正された収入をいう。次条において同じ。）に基づき、令第3条の規定により算出した近傍同種の住宅の家賃（以下「近傍同種の住宅の家賃」という。）の額以下で、令第2条に規定する方法により算出した額とする。この場合において、令第2条第1項第4号に規定する数値は、市営住宅の立地条件及び設備条件を勘案して、同号で規定する数値の範囲内で、規則で定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条に規定する収入の申告がない場合において、入居者が法第34条の請求に応じないときは、当該入居者の市営住宅の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

(収入超過者等に対する家賃)

- 第11条 前条第1項の規定にかかわらず、収入超過者（市営住宅に引き続き3年以上入居している者で、その者の収入が第4条第1項第3号ア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれ

れ同号ア又はイに定める金額を超えるものをいう。以下同じ。)が入居する公営住宅の毎月の家賃の額は、令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、高額所得者(公営住宅に引き続き5年以上入居している者で、その者の収入が最近2年間引き続き令第9条に規定する金額を超える者をいう。以下同じ。)が入居する公営住宅の毎月の家賃の額は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

3 収入超過者が入居する改良住宅の毎月の家賃の額は、その収入の区分に応じ、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2の規定により算出された額を限度として、市長が別に定める額とする。

(平24条例14・一部改正)

(家賃の特例)

第12条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合において、新たに入居する市営住宅の家賃の額が従前の市営住宅の最終の家賃の額を超えるときは、令第12条で定めるところにより、家賃を減額するものとする。

(1) 市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅の最終の入居者が建て替えられた市営住宅に入居する場合

(2) 市営住宅の用途の廃止により除却すべき市営住宅の入居者が他の市営住宅に入居する場合

(令6条例13・一部改正)

(家賃の納付)

第13条 入居者は、市営住宅の入居の日から明渡しの日(法第29条第1項又は第18条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの期限として市長が指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、法第32条第1項の規定による明渡しにあっては当該明渡しの請求があった日)までの期間に係る家賃を納付しなければならない。この場合において、入居者が第20条第2項に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、市長が明渡しの日を認定するものとする。

2 入居者は、毎月末日(月の途中で明け渡したときは、当該明渡しの日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。

3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合において、その入居に係る期間が1月に満たないときは、その月の家賃の額は、日割計算による。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第14条 市長は、次の各号に掲げる場合において、特に必要と認めるときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(入居者の費用負担)

第15条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 畳の表替え（裏返しを含む。）、ふすまの張替え、破損ガラスの取換えその他市長の指定する軽微な修繕に要する費用
- (2) 給水栓、点滅器その他附帯設備の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- (3) 電気、ガス、水道及び下水道施設の小修繕に要する費用
- (4) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
- (5) 汚水及びじんかいの処理に要する費用
- (6) 共同施設等の設置及び管理に要する費用のうち市長の指定する費用
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する費用

(入居者の届出義務)

第16条 入居者は、連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人の住所その他の規則で定める事項に変更が生じたときは、市長に届け出なければならない。

2 入居者は、市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長が別に定めるところにより届け出なければならない。

(立入調査)

第17条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、その職員に、市営住宅に立ち入り、その保管の状況を調査させ、入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平11条例39・一部改正)

(住宅の明渡し請求)

第18条 市長は、法第32条第1項第1号から第4号までに該当する場合のほか、次の各号の一に該当するときは、当該入居者に対し明渡しを請求することができる。

- (1) 当該改良住宅又は地区施設を故意にき損したとき。

- (2) 正当な理由によらないで3月以上市営住宅を使用しないとき。
- (3) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

2 前項の規定により市営住宅の明渡しを請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 法第32条第1項の規定により明渡しを請求をしたときの当該請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間に係る損害賠償の額は、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額とする。

(平19条例94・一部改正)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第19条 法第29条第7項に規定する損害賠償の額は、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額とする。

2 法第29条第8項に規定する条例で定める特別な事情は、次のとおりとする。

- (1) 同居者が病気にかかっていること。
- (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたこと。
- (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されること。
- (4) その他前各号に準ずる特別な事情があること。

(平29条例27・一部改正)

(明渡しの際の義務)

第20条 入居者は、市営住宅の明渡しの日までに第15条各号に掲げる費用を負担しなければならない。

2 入居者は、市営住宅を明け渡すときは、明渡しの予定の日の15日前までに市長に届けて、当該職員の検査を受けなければならない。

3 法第27条第4項の規定により、市長の承認を受けて市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、明渡しの日までに原状に復さなければならない。

(平11条例39・一部改正)

(集会所の使用)

第21条 入居者は、集会所を使用することができる。ただし、管理上支障がある行為その他規則で定めるものに使用してはならない。

2 集会所の使用料は、無料とする。ただし、集会所使用に要する経費で市長が別に定める

ものは、集会所の利用者が負担しなければならない。

(専用駐車場の使用)

第22条 専用駐車場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 専用駐車場の使用料の額は、その敷地の時価及び専用駐車場の整備に要した費用を合計した額を基準として、規則で定める額とする。
- 3 市長は、専用駐車場の管理上必要があると認めるとき又は専用駐車場の利用者が次の各号の一に該当するときは、専用駐車場の使用の許可を取り消すことができる。
 - (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 専用駐車場の使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 専用駐車場又はこれに附帯する設備を故意にき損したとき。
 - (4) この条例又はこの条例に基づく市長の指示若しくは命令に違反したとき。

(意見の聴取)

第23条 市長は、第4条第1項第5号又は第18条第1項第3号に該当するか否かについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(平19条例94・追加，平24条例14・一部改正)

(指定管理者による管理)

第24条 市長は、市営住宅の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に市営住宅の管理を行わせることができる。

(令2条例52・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第25条 前条の規定により指定管理者に市営住宅の管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 市営住宅の入居及び退去に関する業務(第7条第1項、第8条(入居の許可の承認に関する業務を除く。))、第9条第1項、第2項後段、第3項及び第4項後段、第16条第1項、第20条第2項並びに第22条第1項(専用駐車場の使用の許可の承認に関する業務を除く。)の規定による業務に限る。)
 - (2) 市営住宅及び共同施設等の維持管理に関する業務
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項に規定する場合において、第9条第1項、同条第2項後段及び第4項後段、第16条第1項並びに第20条第2項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とある

のは、「指定管理者」とする。

(令2条例52・追加)

(管理の基準)

第26条 指定管理者は、この条例、この条例の施行規則及び市営住宅の管理に関する協定の定めるところに従い、適正に市営住宅の管理を行わなければならない。

(令2条例52・追加)

(罰則)

第27条 入居者が偽りその他不正な行為により家賃及び専用駐車場使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(平19条例94・旧第23条繰下、令2条例52・旧第24条繰下)

(委任)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平19条例94・旧第24条繰下、令2条例52・旧第25条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の宇都宮市市営住宅条例（以下「新条例」という。）第4条、第5条、第7条から第14条まで、第18条及び第19条の規定は適用せず、改正前の宇都宮市市営住宅条例（以下「旧条例」という。）第5条、第8条、第10条から第17条まで、第23条及び第23条の2の規定は、なおその効力を有する。

3 新条例第10条及び第11条の規定による家賃の額の決定について必要な手続その他の行為は、前項の規定にかかわらず、平成10年3月31日以前においても新条例の例によりすることができる。

4 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第10条第1項又は第14条の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第10条第1項又は第14条の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額を控除して得た額に、次の表の

右欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の左欄に定める率を乗じて得た額に旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第11条又は第14条の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額に旧条例第16条第3項から第5項までの規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては新条例第11条又は第14条の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額及び旧条例第16条第3項から第5項までの規定による割増賃料を加えて得た額を控除して得た額に、次の表の右欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の左欄に定める率を乗じて得た額に旧条例第11条、第12条又は第13条の2の規定による家賃の額及び旧条例第16条第3項から第5項の規定による割増賃料を加えて得た額とする。

年度の区分	率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

5 平成10年4月1日前に旧条例の規定によりなされた請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた請求、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成10年12月18日条例第45号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第39号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月20日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年6月22日条例第26号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。

（経過措置）

3 改正後の宇都宮市市営住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後において募集する入居申込者の選考から適用する。

附 則（平成19年3月23日条例第61号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第94号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日条例第45号）

この条例は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）前に56歳以上である者の市営住宅の入居者の資格については、この条例による改正後の宇都宮市市営住宅条例（次項において「新条例」という。）第4条第1項第1号の規定は適用しない。

3 市営住宅の入居者が施行日前に56歳以上である者であり、かつ、同居者のいずれもが18歳未満の者又は施行日前に56歳以上である場合における収入の基準については、新条例第4条第1項第3号アの規定を適用する。

附 則（平成24年12月27日条例第41号）

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年6月28日条例第47号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第61号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。ただし、第5条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第37号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成29年9月29日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に宇都宮市難病患者福祉手当支給条例（平成28年条例第17号）附則第4項の規定の適用を受け、同項の規定によりなお効力を有するものとされた同条例附則第3項の規定による廃止前の宇都宮市特定疾患患者福祉手当支給条例第4条第1項の規定による受給資格の認定を受けた者に対する市営住宅の入居の決定については、なお従前の例による。

附 則（令和2年12月23日条例第52号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定管理者に市営住宅の管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市市営住宅条例の規定により市長がした通知その他の行為又は市長に対してなされた届出その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の宇都宮市市営住宅条例の規定により指定管理者がした通知その他の行為又は指定管理者に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則（令和6年3月22日条例第13号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

(平22条例45・平25条例47・一部改正)

名称	位置
星が丘市営住宅	星が丘2丁目地内
和尚塚市営住宅	戸祭2丁目地内
今泉第2市営住宅	今泉町地内
今泉市営住宅	元今泉7丁目、泉が丘1丁目及び泉が丘4丁目地内
泉が丘市営住宅	泉が丘3丁目地内
今泉第3市営住宅	峰4丁目地内
宝木市営住宅	宝木町2丁目地内
細谷市営住宅	細谷町地内
宮原市営住宅	陽南4丁目地内
双葉市営住宅	双葉2丁目地内
東原市営住宅	双葉3丁目及び東原町地内

江曾島市営住宅	江曾島本町地内
下栗市営住宅	下栗1丁目地内
瑞穂野市営住宅	瑞穂2丁目地内
山王市営住宅	徳次郎町地内
雀宮市営住宅	若松原2丁目地内
上原市営住宅	富士見町地内
富士見市営住宅	富士見町地内
末広市営住宅	末広2丁目地内
関原市営住宅	末広2丁目地内